

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務及び附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・本人確認情報とは、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住民基本台帳ネットワーク(以下、「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。
- ・附票本人確認情報とは、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住基ネットにおいて、都道府県は、住基法に基づき、市町村からその市町村の区域内に本籍を有する者の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。
- ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

## 評価実施機関名

岐阜県知事

## 公表日

令和5年12月18日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、都道府県では、市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。</p> <p>住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①本人確認情報の更新に関する事務 ②本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担う「附票連携システム」において、市町村が戸籍の附票の記載等を行った場合、当該戸籍の附票に係る附票本人確認情報の通知を市町村から受け、附票都道府県サーバに当該附票本人確認情報を保有することとなる。なお、附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。</p> <p>①附票本人確認情報の更新に関する事務 ②附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③附票本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への附票本人確認情報の照会に関する事務 ⑤附票本人確認情報の検索に関する事務 ⑥附票本人確認情報の整合性確認に関する事務</p>
③システムの名称	<p>(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム</p> <p>※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜県清流の国推進部市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県 清流の国推進部 市町村課 企画行政係 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8104

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 稲木 宏光	市町村課長 和田 真吾	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岐阜県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岐阜県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務及び附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	表紙 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報とは、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）において、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。</li> <li>・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。</li> <li>・都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所（集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報とは、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）において、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。</li> <li>・附票本人確認情報とは、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住基ネットにおいて、都道府県は、住基法に基づき、市町村からその市町村の区域内に本籍を有する者の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。</li> <li>・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。</li> <li>・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所（集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。</li> </ul>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、都道府県では、市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。</p> <p>住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。</p> <p>具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、都道府県では、市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。</p> <p>住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。</p> <p>具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	同上	<p>①本人確認情報の更新に関する事務  ②本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務  ③本人確認情報の開示に関する事務  ④機構への本人確認情報の照会に関する事務  ⑤本人確認情報の検索に関する事務  ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務</p>	<p>①本人確認情報の更新に関する事務  ②本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務  ③本人確認情報の開示に関する事務  ④機構への本人確認情報の照会に関する事務  ⑤本人確認情報の検索に関する事務  ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務  都道府県は、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担う「附票連携システム」において、市町村が戸籍の附票の記載等を行った場合、当該戸籍の附票に係る附票本人確認情報の通知を市町村から受け、附票都道府県サーバに当該附票本人確認情報を保有することとなる。なお、附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。  具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。</p> <p>①附票本人確認情報の更新に関する事務  ②附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務  ③附票本人確認情報の開示に関する事務  ④機構への附票本人確認情報の照会に関する事務  ⑤附票本人確認情報の検索に関する事務  ⑥附票本人確認情報の整合性確認に関する事務</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	重要な変更